県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
１０　月　２３　日
号　外　（１）
金　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　公　　告
公募型プロポーザルの公告（文化芸術振興課）……1

公　　告

公募型プロポーザルの公告

滋賀県立美術館増築その他設計業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和８年10月23日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

１　プロポーザルに付する事項

⑴　委託業務の名称　令和８年度第Ｓ－１号　滋賀県立美術館増築その他設計業務委託

⑵　委託場所　大津市瀬田南大萱町1740－１

⑶　業務の内容等　滋賀県立美術館増築その他設計業務委託に係る公募型プロポーザルの説明書（以下「公募説明書」という。）、滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書および設計概要書等による。

⑷　委託期間　契約締結日より５日以内の日から令和11年３月23日まで

２　プロポーザルに参加する者に必要な資格　このプロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、次の⑴から⑻までに掲げる要件を全て満たすこと。また、プロポーザル参加者が設計共同体の場合には、全ての構成員が次の⑴から⑸までに掲げる要件を全て満たすとともに、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）が次の⑹に掲げる要件を満たし、設計共同体が次の⑺から⑼までに掲げる要件を満たすこと。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　次のアまたはイに該当すること。

ア　滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日（以下「公告日」という。）において最新のもの。）の建築設計監理の「設計監理」部門に登録されている者であること。

イ　アに規定する者以外の者でプロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格審査申請書に次に掲げる提出書類を添付し、次に示すとおり郵送または持参により提出し、このプロポーザルに参加する資格があると認められた者であること。

⑺　提出書類

a　経営規模等総括表

b　建築設計に係る実績調書

c　建築設計に係る技術者経歴書

d　財務諸表類

e　法人にあっては、登記事項証明書（公告日の前日（以下「審査基準日」という。）において、発行後３か月以内のものに限る。）の写し

f　登録証明書（審査基準日において、発行後３か月以内のものに限る。）の写し

g　支店等から参加する場合にあっては、委任状

⑷　申請書類の受付期限　令和８年12月４日(金)午後４時まで

※　参加表明書等の提出期限は令和８年11月24日(火)午後４時までのため、注意すること。

⑸　申請書類の受付場所　滋賀県立美術館美術館創造・リレーション課　〒520－2122　大津市瀬田南大萱町1740－１　電話　077－543－2111

⑹　申請をする者に必要な要件　審査基準日において建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

㈷　資格審査の項目　審査基準日の直近２年の各事業年度における経営規模、業務実績および技術者経歴ならびに審査基準日の前日における技術者数

㈸　資格審査の結果　申請者には、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書により通知する。

㈹　資格の効力　本プロポーザルに限るものとする。

⑶　滋賀県建設工事等入札参加停止基準第２条第１項の規定に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑸　その他の要件

ア　客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の㈠から㈷までのいずれかに該当する者でないこと。

㈠　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

㈡　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

㈢　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

㈣　会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

㈤　銀行取引停止処分がなされている者

イ　本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

ウ　次の㈠から㈷までのいずれかに該当する者でないこと。

㈠　役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

㈡　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

㈢　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

㈣　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

㈤　役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

エ　本プロポーザルの審査委員が自ら主宰し、または役員もしくは顧問として関与する法人および審査委員または美術館職員と密接な利害関係を有する者は、本プロポーザルに参加することができない。

⑹　平成18年４月１日から審査基準日までに完了した、美術館または博物館の用途の新築、増築または改築に係る建築設計業務の実績（元請の実績に限る。基本設計または実施設計の種別は問わない。）があること。美術館または博物館については、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の用途が当該用途であるものを対象とする。また、複合施設の一部に美術館または博物館の用途が含まれている場合も、実績として認める。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表構成員または構成員のいずれでも実績として認める。事務所の実績の扱いについて、配置予定技術者が事務所に所属している場合、現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができ、事務所の実績として扱うことができる。ただし、前・元所属における実績を含める場合、公募説明書の様式１の注３に記載する書類を併せて提出すること。

⑺　配置予定技術者の要件（建築設計）　予定技術者について、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　予定技術者の配置　管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者を各１名配置すること。なお、各技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする。

イ　予定技術者の資格

㈠　管理技術者および総合担当主任技術者は、一級建築士であること。

㈡　構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士であること。

㈢　電気設備担当主任技術者または機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士であること。

ウ　その他　総合担当主任技術者は、審査基準日時点の手持ち業務（契約予定者として特定されている未契約のものを含む。）の件数が５件未満である者とすること。

⑻　配置予定技術者の要件（公園設計）　予定技術者について、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア　予定技術者の配置　管理技術者および照査技術者は、土木設計業務等共通仕様書に定める「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件」のうち（県土整備部関係）の業務Ａに対応する技術者（部門指定：造園）

を配置すること。「技術士」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における造園部門の要件と同じく、建設部門（都市及び地方計画）または総合技術監理部門（都市及び地方計画）の資格保有者で、造園部門に係る業務に関し実務の経験を有する者であること。なお、管理技術者および照査技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする。

イ　その他　⑻アの予定技術者については、建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、ランドスケープデザイン等に関し、一級建築士の免許を受けた後５年以上の実務経験を有する者とすることができる。

⑼　設計共同体の資格要件

ア　自主的に結成された設計共同体であること。

イ　構成員の数が３者以下であること。

ウ　代表構成員は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資比率が最大であること。

エ　各構成員の出資比率が20%以上であること。

オ　いずれの構成員も、単体または他の設計共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

３　プロポーザル実施の日時、場所等

⑴　公募説明書等の交付場所、参加表明書等の提出場所および問合せ先　滋賀県立美術館美術館創造・リレーション課　〒520－2122　大津市瀬田南大萱町1740－１　電話　077－543－2111　メールアドレス　museum@pref.shiga.lg.jp

⑵　公募説明書等の交付期間　公告日から令和９年２月10日(水)まで

⑶　公募説明書等の交付方法　滋賀県のホームページ（ホーム＞県政情報＞事業者向け情報＞入札・売却・指定管理＞公告一覧（物品・役務））からダウンロードすること。

ＵＲＬ　https://www.pref.shiga.lg.jp/sc30/34146.html

ただし、「既存の設計図面（公開している図面を除く）」、「滋賀県立美術館整備基本計画にかかる参考資料」および「キッズアートセンターの検討資料」のみメールにて送付する。送付を希望する場合は、⑴に示すメールアドレスにその旨連絡し、「資料の取り扱いにかかる同意書」を併せて提出すること。

なお、資料を送付する対象者は、このプロポーザルに参加予定（検討中を含む。）の、一級建築士事務所の登録を受けている者に限る。

⑷　参加表明書等の提出期間　令和８年10月23日(金)午前９時から令和８年11月24日(火)午後４時まで

⑸　技術提案書の提出期間　令和９年２月９日(火)午前９時から令和９年２月12日(金)午後４時まで

⑹　参加表明書等の提出方法　⑴に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送（郵送の場合の送料は自己負担とし、提出期間内に必着のこと。）

４　審査および契約予定者の決定方法

⑴　契約予定者の決定方法　発注者が設置する選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された参加表明書等および技術提案書等、プレゼンテーションならびにヒアリングの審査を行い、評価点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

⑵　選定委員会　５名の委員をもって設置する。

⑶　評価項目および評価点　公募説明書のとおり。

⑷　第一次審査　発注者が設置する選定委員会において参加表明書および添付書類を評価基準に基づいて審査し、評価点の高い者から５者程度を第一次審査通過者として選定する。

なお、応募者が概ね５者以内の場合は、選定委員会において参加表明書および添付書類をもとに参加資格を確認し、適格者のみについて第二次審査を実施する。

⑸　第二次審査

ア　第一次審査を通過した者について、選定委員会が技術提案書および添付書類、プレゼンテーションならびにヒアリングにより審査を行う。

第二次審査の結果から評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が２番目に高かった者から順番に補欠契約予定者とし、契約予定者が辞退した場合は、補欠契約予定者が契約予定者となる。

ただし、一次審査点および二次審査点において、各審査員の合計点の平均が５割未満の場合は、契約予定者および補欠契約予定者とはしない。

なお、第二次審査のプレゼンテーションおよびヒアリングは公開にて実施する。

イ　プレゼンテーションおよびヒアリングの日時および場所（予定）

⑺　日時　令和９年３月上旬

⑷　場所　大津市内

５　その他

⑴　プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。なお、第二次審査に参加した契約予定者を除く者には、１者あたり75万円の報償費を支払う。

⑵　技術提案書等の提出書類は、返却しない。

⑶　第二次審査のプレゼンテーションは、本業務の管理技術者および総合担当主任技術者が中心となって行うこと。

⑷　一度提出した技術提案書等は、書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

⑸　手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

⑹　本業務の契約の成立までに２のプロポーザルに参加する者に必要な資格に示す要件のうち一つでも満たさないこととなった場合は、契約を締結しない。

⑺　契約保証金　免除

⑻　支払条件

ア　本業務は、履行期間に相当する年度の長期継続契約で、支払年度区分を設ける。支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和８年度　約０％

令和９年度　約38％

令和10年度　約62％

イ　前金払　あり

ウ　部分払　あり

⑼　本業務はＢＩＭ活用を指定したモデル事業であり、詳細はＢＩＭ活用に係る特記仕様書による。

⑽　その他詳細は、公募説明書による。

６　Summary

⑴　Object of the contract：The design work for Shiga Museum of Art

⑵　Submission deadline for application forms and relevant documents to confirm eligibility：November 24, 2026, at ４：00 p.m. Japan time

⑶　Submission deadline for proposals：February 12, 2027, at ４:00 p.m. Japan time

⑷　Contact point for documentation：Shiga Museum of Art 1740－１ Setaminamiogaya, Otsu City, Shiga Prefecture, 520－2122, Japan TEL ＋81－77－543－2111